

第16日

令和7年12月19日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

これより追加議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書（3）をお開きください。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、議員から意見書案2件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第112号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、物価高の影響を受けている子育て世帯に対し、国の補正予算で実施する物価高対応子育て応援手当を速やかに支給するため、必要な経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億5,400万円を追加し、予算総額を471億1,540万4,000円といたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、次に、意見書案第3号をお開きください。

意見書案第3号について、提出者代表に提案理由の説明を求めます。11番堀尾議員。

（11番堀尾俊浩君登壇）

○11番（堀尾俊浩君） おはようございます。ただいま議題となりました意見書案第3号外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を求める意見書について、提案理由の説明申し上げます。

全国各地に外国法人等による土地の取得が進んでおります。北海道をはじめとする全国各地において水源地である山林の買収が進んでおり、また土地以外の不動産の取得も増加するほか、我が国の主権を侵害するような活動事例も確認されております。

また、この朝倉市におきましても、外資系企業により計画されているマンション建設をめぐる、皆さんも御承知のとおり、SNS等における不適切な情報の投稿が発信、拡散されるなどにより、住民等においては地域社会へ与える影響等に不安を募らせているとともに、市役所のほか他行政機関においては、行政事務の執行に多大な支障を来しております。

外国法人等による土地の取得及び利用については、現行の重要土地等調査法において、利用状況の調査及び利用の規制は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、対象区域外の住宅地、マンション、農地は含まれておりません。

また、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定において、批准加盟時に外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保しなかったため、国内外において差別的な取扱いとなる立法を行うことが原則として認められておりません。そのため、今後もこうした土地等が外国法人等により取得され、我が国の主権が脅かされるおそれもあり、安全保障上の重大な問題に発展することが危惧されております。

また、地域資源の独占、乱用及び経済的な地域社会への影響も懸念されております。

このような状況において、高市内閣が発足後、政府は外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議を設置し、外国人による既存ルールへの遵守や制度適正化に加え、国土の適正利用への取組を進めようとしています。

よって、国におかれましては、国土の安全保障、適正利用といった観点から、外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための措置を講じられるよう強く要望するものです。

つきましては、ぜひとも本意見書に皆様の御賛同を賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提案の理由を終わります。よろしくお願い致します。

(11番堀尾俊浩君降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、次に、意見書案第4号をお開きください。

意見書案第4号について、提出者代表に提案理由の説明を求めます。13番浅尾議員。

(13番浅尾静二君登壇)

○13番（浅尾静二君） ただいま議題となりました意見書案第4号SNS等インターネット上の偽・誤情報に対する規制の強化及び誹謗中傷等の抑止と被害者救済に向けた対応の強化を求める意見書について、提案理由を説明申し上げます。

インターネットは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とコミュニケーションを図ることができる場として定着していますが、SNS等においては匿名の発信者による特定の個人及び団体の名誉を毀損する激しい誹謗中傷、差別的言動等が後を絶たず、

被害者が生活の安全を脅かされ、精神的に深く傷つき、自ら命を絶つなど、看過できない深刻な社会問題となっています。

この朝倉市においても、外資系企業によるマンション建設計画をめぐり、皆さんも御承知のとおり、SNS上で不確実な情報及び事実と異なる情報等の投稿が発信、拡散され、これらを見聞きするなどした者から、市の執行機関及び議事機関に対し、苦情、抗議等の電話、電子メール等が多数寄せられたことにより、行政事務の執行に多大な影響が生じました。

加えて、私たち市議会議員ほか市関係者に対する誹謗中傷及びこれに相当するSNS上の投稿が発信、拡散されるとともに、直接苦情、抗議等の電話を受けなければならないような事態にまで進展し、このことは人権侵害にとどまらず、市民と行政及び議会との信頼関係にも深刻な影響を及ぼすことになりました。

これらのことは、多かれ少なかれ朝倉市に対するマイナスなイメージがついたものであり、大変残念に思っています。

国は、被害者の救済を図るため、侮辱罪の法定刑を引き上げる情報流通プラットフォーム対処法を制定するなどの対策を講じており、一定の効果は期待できるものでありますが、対象となるSNS等事業者は一定規模以上の事業者に限られるなど、必ずしも十分な状況ではないと言えます。

今なお、人権侵害情報及び企業、行政活動等に対する偽・誤情報がインターネット上で短期間に広範に流通、拡散するおそれがあります。

よって、国におかれては、被害の未然防止及び早期の被害者救済に向けた実効性のある措置を講じられるよう強く要望するものです。

つきましては、ぜひとも本意見書について御賛同賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

(13番浅尾静二君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書(3)をお開きください。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は、申合せにより同一議題について1人3回

までとなっております。御了承願います。

それでは、第112号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第4号SNS等インターネット上の偽・誤情報に対する規制の強化及び誹謗中傷等の抑止と被害者救済に向けた対応の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

お諮りいたします。第112号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

また、意見書案第3号及び意見書案第4号についても、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時45分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第93号議案外5件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第93号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第93号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、国家公務員等の旅費制度に準じて、経済社会情勢の変化に対応するとともに、支給種目の名称変更及び支給対象の見直しを行い、適正な支出を図るために改正するものです。

1点目に、支給種目の変更についてです。国の旅費制度が改正されたことで、現行の条例で規定する支給種目や名称変更を行うものです。

2点目に、支給種目の内容及び支給対象の改正についてです。主な改正の内容として、旅行中の宿泊に要する費用である宿泊費については、現行1万3,100円の定額支給額を、改正後は都道府県単位で宿泊費基準額を定め、同基準額を上限とした実費払いとするものです。旅行中の移動と宿泊に対する一体の費用である包括宿泊費については、現行の条例上の具体的な規定はありませんが、改正後はホテルとパック旅行の支給について規定するものです。旅行役務提供者への支払いについては、改正前は旅行者である職員に対する旅費の支給としていたものを、改正後は市から直接旅費に相当する金額を支払うことができるものを定め、旅行役務提供者による支払い請求を可能とし、旅行代理店等を通じて出張を手配する際の旅費の手続の簡素化を図るために新たに条例に規定するものです。

施行日は、いずれも令和8年4月1日です。

審査に当たりましては、制度の複雑さによる職員の事務負担からシステム導入の是非についてただしました。執行部によりますと、システム導入の予定はないが、実費払いとし、パック旅行を規定することでより適切な旅費の支給となるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第94号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、朝倉市長等の損害賠償責任額の一部免責について定めた当該条例中に引用する法令の一部改正に伴い、規定の整理を行うものです。条例中に引用する地方自治法施行令において条ずれが生じたことに対応するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について及び第107号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてについては、関連がありますので一括して報告いたします。

本件は、令和8年3月31日をもって久留米市外三市町高等学校組合（以下組合といいます）が解散し、組合が管理する三井中央高校が閉校するため、組合の事務を承継する団体の決定、組合が所有する財産の処分について、議会に議決を求められているものです。主な内容は、構成団体間の配分と分担、財産処分、事務承継の3つです。

1点目に、構成団体間の配分と分担についてです。財産処分に当たり、構成団体間で配分や分担を行う場合は、組合規約で規定する分担金の負担割合としています。分担金の負担割合は、構成団体割と生徒割で構成され、現規約の生徒割は、前年度5月1日時点における構成団体の生徒数の割合に応じて算定しています。組合の解散に当たり、現規約を変更し、生徒割については、現在の構成団体の枠組みになった平成17年度から令和7年度までの累計生徒数で算定することとしました。生徒割の考え方を変更したことで、令和7年度の負担割合12.55%と比較すると、朝倉市の配分分担割合は10.09%と低く抑えられています。

2点目に、財産処分についてです。まず、金銭については、令和7年度収支決算後、先ほどの配分割合に応じて各構成団体へ配分されます。次に、組合が加入している区市町村職員退職手当組合、以下、県退手組合といいます、の脱退精算金です。組合は県退手組合を脱退することになり、これまで納付してきた負担金の累積積立額と累計退職手当支払額の差額を精算し、県退手組合へ納付する必要があります。精算金額は、先ほどの分担割合に応じて各構成団体が負担します。

次に、土地建物です。組合の所有する財産として、土地が20筆、合計2万1,893平方メートル、建物が17棟、合計7,744平方メートルあり、令和6年1月に鑑定評価を実施したところ、その評価額は3,200万円でした。内訳については、土地評価は更地にして売却した場合の実勢価格から建物解体費用と事務経費等を差し引いた3,200万円、建物評価は、解体を前提として0円でした。建物解体費は現在も上昇が続き、解体費の更地評価額を上回ることが見込まれます。売却手続時期も未定であり、維持管理費用も構成団体の負担となるため、朝倉市を含む3市町が今後追加負担が生じないように、土地建物の一切を久留米市に帰属することとしました。

最後に、備品です。組合の財産として、パソコン、シューズロッカーなど129点の備品があり、残存価格は80万4,921円でした。いずれも老朽化し金銭化は困難であり、処分費用も必要なため、全ての備品を久留米市に帰属することとしました。

3点目に、事務の承継についてです。令和7年度の決算事務のほか、今後の卒業証明書の発行など、長年にわたり組合の事務局を担う久留米市が事務を承継することとしました。

審査に当たりましては、久留米市が財産の事務を承継することによる負担の大きさについて、協議の過程での問題点の有無についてただしました。執行部によりますと、組合事務局である久留米市を中心に組合の解散について円滑に協議を進めていただいたとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第110号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、市議会議員及び市長等の令和7年度12月支給分の期末手当を0.05月引き上げ、併せて令和8年度以降の期末手当の支給配分を変更することで、年間の支給月数を3.45月から3.5月に変更するものです。

本改定は、本年の人事院勧告に基づく国の指定職の期末勤勉手当の支給月数の引上げによって生じる国と市との較差分の解消を図るための措置です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、国家公務員の給与改定方針に準じ、職員の給与の改定及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の改定を行うものです。

まず、人事院勧告で示された官民較差の解消に係る改定についてです。

1点目に、本年の勧告で示された公務の職場と民間事業所との月例給の較差を解消するため、給料表の改定を行うものです。初任給を引き上げるなど若手職員に重点を置き、職員全体にも一定の改善が及ぶよう給料月額の上上げを行います。施行日は公布の日からで、適用は令和7年4月1日に遡及します。

2点目に、期末勤勉手当の支給月数の改定です。民間の賞与の支給割合に見合うよう、市職員については4.60月から0.05月引き上げ4.65月とし、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分します。また、定年前再任用短時間勤務職員については2.40月から0.05月引き上げ2.45月とし、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分します。施行日は公布の日からで、令和7年度分の適用は令和7年12月1日に遡及します。

次に、通勤手当の改定についてです。

1点目に、自動車等使用者に対する通勤手当です。現行の距離区分の24キロメートル以上において支給額の改定を行うものです。施行日は公布の日からで、適用は令和7年4月1日に遡及します。また、現行60キロメートルである支給距離区分の上限について、60キロメートル以上の距離区分を新設し、手当額の規定を行うものです。施行日は令和8年4月1日です。

2点目に、交通機関等を利用する場合の通勤手当です。現行の1月当たりの支給限度額5万5,000円について、遠方からの通勤による負担及び経済的負担の軽減を図るために、新幹線を含む交通機関等を利用する場合の通勤手当の支給限度額を15万円に改定を行うものです。施行日は令和8年4月1日です。

最後に、会計年度任用職員の期末勤勉手当等の改定についてです。

本改正は、職員の給与改定の状況及び福岡県内他市の状況を鑑み、期末勤勉手当の支給月数を3.0月から0.5月引き上げ3.5月とし、期末手当0.2月分及び勤勉手当0.3月分を配分します。施行日は令和8年4月1日です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第93号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可

決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第92号議案外5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 北川清文君登壇)

○環境民生常任委員長(北川清文君) ただいま議題となりました第92号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の結果及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第92号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてです。

本件は、比良松、杷木中学校区の高齢総合相談窓口である地域包括支援センターの業務委託に係る債務負担行為の期間及び限度額の補正を行うものです。期間は、令和8年度から令和12年度までを令和8年度から令和9年度までに変更します。限度額は、1億3,764万を4,282万円に変更します。

審査に当たりましては、業務委託に係る公募で応募がなかった点についてただしました。執行部によりますと、人材不足が主な原因であると考えられることから、期間及び人員数の見直しを行うことで応募を見込んでいたとのことです。

本委員会としましては、契約期間及び職員数を減らしても業務を補完できるという執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、市税等に係る督促手数料の廃止に伴い、関係する5つの条例である朝倉市税条例、朝倉市税外徴収金に関する条例、朝倉市介護保険条例、朝倉市後期高齢者医療に関する条例、朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正するものです。

改正内容は、督促手数料の文言を削除するとともに、徴収の根拠となる条文を削除するものです。

審査に当たりましては、廃止時期が令和8年度になったことについてただしました。執行部によりますと、関係する12の部署で集まり廃止の是非について議論をする一方で、他の自治体との動向を注視するなど時間を要したとのことです。

本委員会としましては、督促手数料の廃止について、徴収管理事務を軽減することができ、滞納処分を積極的に行うことが可能となるなど、関係部署の意見を取り入れながら熟慮された結果であることを認め、督促手数料のみの納付書を発送する場合に手数料以上の経費が生じている点に鑑み、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い規定の整備

を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

改正内容は、母子保健法に基づく乳幼児の健康審査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められたときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとするものです。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

改正内容は、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為に加え、幼保連携型認定こども園においては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に係る法律第27条の2第1項各号に掲げる行為、また、幼稚園においては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為をそれぞれ追加するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

本件は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、令和6年に児童福祉法に位置づけられ、令和8年度より全自治体において本格実施を行うもので、その実施に向けて準備のために今回制定するものです。

本事業は、通称こども誰でも通園制度といわれ、その制度の制定内容は、月一定時間での利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が創設されています。実施施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等があり、基準を満たしていれば施設の類型は問わないこととなっています。対象となる子どもは、0歳6か月から3歳未満の未就園児、利用可能時間は子ども1人当たり月10時間が上限となっています。

次に、国の補助基準の単価については、令和7年度は子ども・子育て支援事業として補助率が4分の3となっていますが、令和8年度は給付制度となり補助率等は未定です。

次に、利用料は1時間当たり300円程度を標準に徴収することができることになっています。

市は、条例で定める基準により許可を行うこととなるため、児童福祉法第34条16第1項の規定に基づき、当該事業の設備及び運営についての基準を定める条例を制定するもので

す。また、利用時間や利用料等は規則において定めることとしています。

審査に当たりましては、利用可能時間が子ども1人当たり月10時間が上限であることについてただしました。執行部によりますと、国が全国一律の基準を定める中で時間が足りないという自治体もあれば、時間を増やすことで人材確保が必要になってしまうなどの地域格差があり、様々な意見を集約し、月10時間と定めているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第109号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に690万1,000円を追加し、予算の総額を61億6,060万2,000円とするものです。

補正内容は、歳入では、国家公務員の給与改正方針に準じて行う職員給与費等の増額改定の財源として690万1,000円を一般会計から繰り入れます。歳出では、職員給与費等及び会計年度任用職員の報酬等の増額分690万1,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第92号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討

論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第109号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第99号議案外6件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 熊本正博君登壇）

○建設経済常任委員長（熊本正博君） ただいま議題となりました第99号議案外6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の結果及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第99号議案工事請負契約の変更についてです。

本件は、林道中村白木線4号箇所における令和5年度災害復旧工事です。工事設計の一部を変更したことにより、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額1億2,760万円を1億5,908万8,600円に改めるものです。

本件は、有限会社梶原工建と工事契約を締結しているもので、今回の変更により請負契約額は3,148万8,600円の増額となります。

審査に当たりましては、当箇所工事に必要な盛土に使用する土について、当初は購入土を検討していたところ、他工事で発生した土を使用できることとなったため発生土を使用したとの説明を受けたことから、どこの土を使用したのかについてただしました。執行部によりますと、同じ林道内の別工区で発生した土を使用するとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案工事請負契約の締結について（農地・農業用施設（畑・道路・水路））です。

本件は、令和5年7月豪雨で被災した農地・農業用施設（畑・道路・水路）の災害復旧工事について工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は株式会社原田組で、請負契約額は2億6,840万円です。工事箇所は朝倉市杷木久喜宮地内。工事概要については農地復旧（畑）3か所、農業用施設（道路）1か所、農業用施設（水路）3か所の災害復旧工事です。審査に当たりましては地元負担があることについての妥当性について正しました。執行部によりますと、災害が多発する状況の中で、農家に負担をかけていることは認識しているものの、農地の復旧等については受益者が限られているため、地元の一部負担をお願いしているとのこと。今後も国の補助を最大限活用し、地元負担の軽減に努めていくとのこと。

本委員会としましては、地元負担の軽減に配慮をしながら工事を進めていくという執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第101号議案工事請負契約の締結について（農業用施設（ため池））です。本件は、令和5年7月豪雨で被災した農業用施設（ため池）の災害復旧工事について工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は有限会社梶原工建で、請負契約額は2億482万円です。工事箇所は朝倉市杷木古賀地内。工事概要については、決壊した堤体復旧、約156メートル、取水施設工2か所、洪水吐き工1か所及び土砂撤去等です。本委員会としましては、地元が大雨の度に当該のため池による被害を懸念していることを踏まえ、早急に工事を進めるよう要望し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第102号議案工事請負契約の締結について（菱野地区土砂置場）です。本件は菱野地区土砂置場整備工事について工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められているものです。

工事請負人は、久保・森部特定建設工事共同企業体で、請負契約額は2億2,671万円です。工事箇所は朝倉市菱野地内。工事概要については、盛土造成工として8万280立方メートルです。土砂置場の整備については、令和5年災害で被災した土砂置場近隣の4か所のため池、三反田ため池、山の神ため池、鎌塚ため池、柳ため池からの土砂受け入れとなります。土砂置場の総容量は25万立方メートルです。今回の整備分を除く約16万立方メートルについては、大規模災害の土砂置場として確保しておく方針とのこと。

審査に当たりましては、まず、盛土造成時の安全管理についてただしました。執行部によりますと、盛土規制法に基づき許可を受けた後に盛土を行うことで、安全に施工していくとのこと。

次に、土砂置場を市内に整備することのメリットについてただしました。執行部によりますと、通常は残土処理場に運搬して処理しますが、近隣の処理場の受け入れができない状況にあり、県外など遠方への運搬よりも土砂置場を整備したほうが費用対効果が高いという結論に至ったためとのこと。

最後に、市外の土砂の受け入れ可能性についてたどしました。執行部によりますと、現時点では市内の土砂の受け入れのみを予定しているとのこと。本委員会としましては、盛土規制法を遵守して安全に施工することを要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号市道路線の廃止について及び第104号議案市道路線の認定についての2議案については、一部関連がありますので併せて報告いたします。

第103号議案市道路線の廃止についてです。市道名、角ヶ本2号線、延長221.2メートル、幅員2.4メートルから9.7メートル。市道名、角ヶ本線延長309.1メートル、幅員2.2メートルから9.9メートル、市道名、柚の木線、延長163.9メートル、幅員2.8メートルから4.8メートル、市道名、庄屋の下線、延長311.4メートル、幅員2.3メートルから5.1メートル、市道名、壺丁畑・日森園線、延長464.1メートル、幅員2.2メートルから2.7メートル、市道名、新町線、延長758.8メートル、幅員2.3メートルから9.7メートル、市道名、下原・立野線、延長541.5メートル、幅員2.0メートルから7.8メートル、市道名、中園・宮の後線、延長286.5メートル、幅員2.8メートル、市道名、中島・鎧畑線、延長389.2メートル、幅員2.6から3.6メートルです。

当該9路線は、農地耕作条件改善事業や多面的機能支払交付金事業を活用し、地域農業の持続的な発展に寄与する農道として整備するため、当該市道路線を廃止するものです。

次に、第104号議案市道路線の認定についてです。市道名、後第6号線、延長85.5メートル、幅員5.3メートルから6メートル、市道名、後第7号線、延長44.6メートル、幅員6.0メートルから12.5メートル、当該2路線は開発行為により整備された道路施設について移譲を受けたことに伴い、当該市道の認定を行うものです。

次に、市道名、庄屋の下・日森園線、延長65.8メートル、幅員3.0メートルから5.1メートル、市道、北口・日森園線、延長307.0メートル、幅員2.1から2.7メートル、市道名、壺丁畑線、延長67.5メートル、幅員2.3から4.5メートル、市道名、久喜宮中島1号線、延長62.0メートル、幅員2.9メートルから3.0メートル、市道名、竹原・立野線、延長262.4メートル、幅員1.7メートルから2.6メートル、市道名、久喜宮中島2号線、延長49.0メートル、幅員2.6メートルから4.9メートルです。当該6路線は第103号議案で廃止とした既存の市道路線の廃止区間のうち、農道となる部分を除いた区間について現状の道路事情を踏まえた上で、公共性の確保及び道路施設の維持管理の観点から改めて市道路線として再認定するものです。

審査に当たりましては、本委員会では道路整備等について詳細な説明を受け、現地を確認し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第105号議案指定管理者の指定について（杷木物産館）です。

朝倉市杷木物産館の指定管理者は株式会社ガマダスとなっておりますが、本年度末をもって5年間の期間が終了することから、令和8年度からの5年間について新たに指定管理

者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものです。指定する指定管理者は、市の第三セクターである株式会社ガマダスです。対象施設の杷木物産館は都市と農村との交流を促進し、農林産物生産者の生産意欲向上と所得確保を目指すことで市の産業振興と活性化を図るために設置され、地域の振興に欠かせない施設となっており、公共性の高い施設に位置づけられています。

また、物産館は一般的な販売店とは異なり、生産者が搬入した野菜等を販売し対価として販売手数料を徴収しているため、指定管理者が売りたいものを自由に市場から仕入れて販売することに制約があります。そのため、地産地消を推進するために地場産率も約85.2%と高い水準を維持しています。これまでも株式会社ガマダスが指定管理者として管理運営を行っており、経営面では法人税等を控除した当期純利益は前々回の指定管理期間の当初、平成28年度から3カ年赤字が続いていましたが、4年目の令和元年度から黒字に転じており、以降、現在の指定管理期間中においても好調な売上げを継続しています。今年度4月から9月の上半期においては過去最高の実績となっており、本格的な柿のシーズンを迎え前年を上回る収益を確保できそうな見込みとのことです。

さらに、収益性だけではなく生産支援の利益確保を大前提に運営を行っており、生産者は指定管理者が市の第三セクターであることが安心感につながっています。

これらの理由から、朝倉指定管理者運用指針に定めている指定管理者を指名することができる条件の1つである、「施設の設置目的、特性、市の施策との関係、立地条件及び県等の関わりなどから指定管理者を指定の団体に限定することが適切な場合」に該当すると判断し、株式会社ガマダスを指定管理者候補者として指名をしたものです。

審査に当たりましては、まず、杷木物産館の業績が好調な理由についてたどりました。執行部によりますと、指定管理者であるガマダスと利用組合が、市が定期的に運営会議を行い、活発な意見交換を重ねていること、また、杷木物産館の向かいの農地において、ひまわりや菜の花を栽培し花が咲く時期に合わせて催しを実施するなど、立地を活かした工夫を行っていること、さらに平成29年7月九州北部豪雨災害により被災した杷木農業公園の管理運営業務から除かれたことにより経費が抑えられたことなどが挙げられるとのことです。

次に、指定管理者を公募ではなく指名することで競争が促されないのではないかと懸念に対する考え方をたどりました。執行部によりますと、指定期間が終了するに当たり、これまでの指定管理期間の施設の管理運営に関する実施状況・点検報告書により株式会社ガマダスによる施設管理運営を高く評価できるものと判断しています。株式会社ガマダスの運営状況は良好であり、利用組合との関係も円滑であることから、競争を促し新しい管理者を候補とするのではなく、特定の団体に限定することが適切な場合として、今後もガマダスが継続して管理運営することが有効な選択であるという考えに基づき、公募によらない指名としたとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 熊本正博君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第99号議案工事請負契約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案工事請負契約の締結について（農地農業用施設（畑・道路・水路））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案工事請負契約の締結について（農業用施設（ため池））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案工事請負契約の締結について(菱野地区土砂置場)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第91号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案の審議を行います。

議案書(2)をお開きください。

それでは、第108号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案の審議を行います。

議案書(3)をお開きください。

それでは、第112号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算(第5号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号をお開きください。

次に、意見書案第3号外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等

を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号をお開きください。

次に、意見書案第4号SNS等インターネット上の偽・誤情報に対する規制の強化及び誹謗中傷等の抑止と被害者救済に向けた対応の強化を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお開きください。

諸般の報告についてはタブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第6回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分閉会